

## 猿島公園管理要領

### (総則)

第1条 猿島公園（以下「公園」という。）の管理については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号。以下「条例」という）及び都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市条例規則第13号。）に定めるもののほか、この要領の定めることによる。

### (立入禁止区域)

第2条 条例第8条第7号に規定する立入禁止区域は、別図のとおりとする。

### (禁止行為)

第3条 条例施行規則第2条の2第3号に規定するその他都市公園の管理上支障があると認められる行為は、公園内における次に掲げる行為とする。

- (1) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること。
- (2) 多数の人員で公園の一部を占有し、被写体（人物等）を撮影すること。
- (3) テントを設置すること（ペグ等で地面に固定せず、かつ他の公園利用者の迷惑とならない場合は除く）。
- (4) 他の公園利用者の迷惑となる音量を流すこと。
- (5) 大音量を流すための音響機器（DJブース等）を設置・使用すること。
- (6) 海水浴場の開設期間以外に、水浴又は遊泳すること。

### 附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。